

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第2回みよし市指定管理者選定審査会（勤労文化会館等）		
開催日時	令和2年8月19日（水） 午後3時30分から午後4時45分まで		
開催場所	みよし市役所 6階 601会議室		
出席者	<p>会長 新山王政和 副会長 富樫佐智子 委員 平岩勇一、鈴木輝二、鰐部兼道、新谷千晶</p> <p>深津教育部長、山北教育部参事、岡田教育部次長兼教育行政課長、西世古副主幹、津呂主任主査</p> <p>（計11名）</p> <p>傍聴者：1名 欠席者：1名</p>		
次回開催予定日	令和2年11月11日（金）午後1時30分から		
問合せ先	<p>みよし市教育委員会教育行政課 電話：0561-32-8028 ファックス：0561-34-4379 メール：kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp</p>		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録全文</li> <li>・議事録要約</li> </ul>	要約した理由	
審議経過	<p>&lt;内容&gt; 1 あいさつ &lt;議事&gt; 1 みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館指定管理者募集要項（案）について 2 みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館指定管理者選定基準（案）について 3 ヒアリング内容（案）について</p>		

<p>会議録 開会</p>	<p>岡田次長  ただいまより、第2回みよし市指定管理者選定審査会（勤労文化会館等）を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、みよし市附属機関の会議の公開に関する基準により、公開とさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>あいさつ</p>	<p>岡田次長  はじめに、新山王会長よりごあいさつをお願いします。</p> <p>新山王会長  こんにちは。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本日も暑い中ですが、よろしくお願いいたします。</p>
<p>前回質疑等</p>	<p>岡田次長  ありがとうございます。本日は春山委員から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>それでは、ただいまから、議事に入ります。議事の取り回しは新山王会長にお願いいたします。</p>
<p>前回質疑等</p>	<p>新山王会長  それでは皆様のご協力をお願いいたします。はじめに、前回の審査会においての質疑事項に関して、事務局より説明をお願いします。</p> <p>津呂主任主査  【他市町のホール利用状況について 説明】 豊田市、日進市、豊明市、東郷町のホール稼働状況について、平均約50%の稼働率であり、サンアートの大ホールと近隣市町の同規模施設についてはおおむね同程度の水準でした。東郷町については、利用率を集計していないとのことです。</p> <p>【利用率の必須基準等の設定について 説明】 公募にあたっての利用率の基準や、指定管理開始以降の必須項目として、明確に基準比率を設定するなどの運用をしている市町はありませんでした。</p>
<p>前回質疑等</p>	<p>新山王会長  ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
<p>前回質疑等</p>	<p>鰐部委員  50%ぐらいということですが、これぐらいで収支は合うということでしょうか。</p>
<p>前回質疑等</p>	<p>岡田次長  各市町に収支の状況までは確認しておりません。本市については、資料No.1の収支資料のとおりです。年度によっては指定管理者としての決算はマイナスとなっている年もあります。</p>
<p>前回質疑等</p>	<p>富樫委員  マイナスの場合はどこが負担することになるのか。</p>
<p>前回質疑等</p>	<p>岡田次長  市の負担分は指定管理料のみとなりますので、その場合は指定管理者の負担となります。</p>
<p>前回質疑等</p>	<p>富樫委員  この資料は募集の時にみれるようになっていませんか。</p>
<p>前回質疑等</p>	<p>岡田次長  要項の中に含まれているものになります。</p>
<p>前回質疑等</p>	<p>新谷委員  指定管理業務が継続できなくなるとはいけないので、マイナスの時はどうやってプラスにしていくのかの検討もしていただくと良いのかなとは思っています。</p>

岡田次長 ありがとうございます。大きくマイナスの時は状況を確認させていただくなど、今後の参考とさせていただきます。

新谷委員 指定管理の中には様々な業務がありますし、ホームックスも幅広く業務を行っているので、基本的にはグループ全体として賄えているのだと思いますが、何年も続いてサンアートの運営も危うくなるといけないので、市の文化の拠点として継続的な運営が必要なので、マイナスの影響が大きくなるようにしていただければと思います。

新山王会長 前々回にホームックスが平成22年度から指定管理を開始した時の状況から、平成27年度のプラスに転じるころまでよくやっていたと思いますが、またマイナスとなっているということで、どうでしょうか。

鰐部委員 ホームックスはグループ全体としてサンアート以外にもいろいろやっていると思うが、他でやってもらっているものはあるか。

岡田次長 市全体としてどのようなものを発注しているかの資料は持ち合わせておりませんので、また確認をさせていただきます。マイナスの件についても、どのように対応されたかなどが確認できましたら、何らかの形でご回答をさせていただければと思います。

新山王会長 よろしくお願ひします。確認していただくということで、併せてお聞きしたいのですが、20ページの使用料というのは何が含まれているのでしょうか。

岡田次長 こちらも確認のうえ、ご回答させていただきます。

富樫委員 21ページの利用者と平均は分かりますが、利用区分というのは何でしょうか。利用件数なら分かりますが。

津呂主任主査 こちらは利用件数ではなく、午前・午後・夜間という利用区分を表すものになります。例えば、1日利用の場合は、利用件数としては1件ですが、利用区分としては3件となります。

新山王会長 それであれば、利用区分別件数といった表記の方が分かりやすいかもしれませんね。

新谷委員 1日のうちで使える区分が午前・午後・夜間と分かれているので、その1年度分の件数ということだと思います。

津呂主任主査 表記として分かりにくいということなので、単位を入れるか、利用区分別件数などの分かりやすい表記に変更いたします。

鈴木委員 前回の資料だと表に(件)というのがあったと思います。

岡田次長 表記や単位など分かりやすい形に修正します。

鈴木委員 表を小さくする時に消えてしまったのかなと思います。31年度の部分も消えてしまっているようなので、こちらをお願いします。

議事	<p>新山王会長 それでは、資料は誤解などの生じないように分かりやすい形をお願いします。</p>
	<p>岡田次長 年度の部分も含めて対応します。ありがとうございました。</p>
	<p>新山王会長 それでは、議題（１）みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館指定管理者募集要項（案）について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>津呂主任主査 【みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館指定管理者募集要項（案）について（資料No.1・2） 説明】</p>
	<p>鰐部委員 レストラン業務を追加したということで、これは指定管理者がどこかの業者を選定して業務委託するということになるんですかね。</p>
	<p>岡田次長 前回までは指定管理に含まれていなかったということで、指定管理の受託者が直接やられても良いですし、どこかの業者に委託するような形でも結構です。</p>
	<p>富樫委員 19ページの館長を常駐させなければならないとありますが、この館長というのは、指定管理者の中で決めてやってもらうのか、外部の方へお願いしても良いのか。</p>
	<p>岡田次長 館長は指定管理者に応募する団体の職員でないといけないのかという趣旨でしょうか。</p>
	<p>富樫委員 過去に外部の方をお願いしていたこともあったと思うので。</p>
	<p>新谷委員 団体が指定管理業務へ応募の時点で体制を作って、館長予定者を決めてから応募をしてくるものだと思います。</p>
	<p>新山王会長 プレゼンの段階で体制は確認できるということになりますね。</p>
	<p>富樫委員 館長が決まっていなかったり、分からなければ質問すれば良いか。</p>
	<p>新谷委員 応募の時点で最高責任者となる館長がハッキリしないというのは通常はありえないと思います。</p>
	<p>富樫委員 分かりました。ありがとうございます。</p>
	<p>新山王会長 あとは指定管理業者の中の者でなくても良いということですか。</p>
<p>岡田次長 募集要項では館長の籍が指定管理業者にあるかどうかまでは求めていませんので、職員でないといけないということはありません。外部の方で適任の方がいれば、この方に就任してもらうということで応募されても良いかと思います。</p>	
<p>平岩委員 現在、レストランは別の業者さんが単独で営業されているのでしょうか。</p>	

岡田次長 現在は営業しておりません。前回までは指定管理業務の対象外ということで、行政財産目的外使用許可の取扱いで、市が許可をしてレストランを運営されていましたが、その後廃業されて、次回から指定管理業務の中でやっていただくということになります。

平岩委員 設備等はどうなっていますか。

岡田次長 レストランもサンアートの大規模改修工事の対象になっておりまして、厨房機器等についても入れ替え予定となっています。

鈴木委員 それでは、このレストラン運営も含めて、指定管理業務としてやってくださいということですね。

岡田次長 指定管理者に応募していただく中で、そこも含めて事業計画提案をしていただくということになります。

平岩委員 レストランの賃料はどのような感じになりますか。

岡田次長 レストランについての市に対しての直接の賃料は発生しません。市から指定管理料はお支払いしますが、レストランを運営するにあたって、指定管理者から市に対して賃料を払っていただくということはありません。

新山王会長 ホール施設内のレストラン経営というのはなかなか難しく、現在ホールの稼働率が約50%ということで大変な面もあると思います。指定管理者がレストラン業務を開始してからやはり運営が厳しいといったことになった場合、レストラン運営は必須項目なのか、それともある程度指定管理者の裁量に任せていける範疇なのか。

新谷委員 その検討を含めてのこの審査会なのではないかと思います。行政としても、やはりレストランはあった方が良くということで、今回の大規模改修に合わせて設備も更新して、レストランを切り分けて募集するのではなく、運営も合わせて引き受けてくれるという条件でというのが、市側の考え方なのだと思います。

そのうえでやはり経営的に外した方が良くというのがこの審査会の中でまとまるようなことがあれば、改めて検討していただけるのではないかと思います。

新山王会長 指定管理者が決まって、業務が始まってからの裁量権の問題としてどうかということで。新規に追加した業務なので、その辺りがどういった扱いなのかなと。

岡田次長 基本的にはレストランを運営していくという条件で募集をさせていただいていますので、赤字なのですぐにやめさせてほしいというようなことを受け入れることは市としては考えておりません。原則としては5年間運営をしていただくというのが基本線になります。

ただし、あまりにも赤字の額が大きくなってしまった場合などで、毎年度ごとの年度協定の際など指定管理者と協議をする機会がありますので、その時に何らかのご相談をさせていただくといったことは可能なかと考えております。

議事

新山王会長 分かりました。それでは、現時点ではレストラン運営は必ず実施しなければならない項目ということで。

新山王会長 それでは続きまして、議題（２）選定基準（案）について、事務局から説明をお願いします。

津呂主任主査 【選定基準（案）について（資料No.3） 説明】

新山王会長 それでは、議題（２）の質疑はないようですので、議題（３）のヒアリング内容（案）に移ります。事務局から説明をお願いします。

津呂主任主査 【ヒアリング内容（案）について（資料No.4） 説明】

鈴木委員 採点をする時に、複数の応募があった場合に個々のプレゼンの後に短い時間内で点数をつけることになるが、自分の中でどこを基準にして点数をつけるかとか、全体の中で相対的に比較して評価をして配点を見直したい場合などもあると思うがどうすればいいか。

岡田次長 基本的には採点時間の中で個々の点数は評価していただいたうえで、最後に全体の中で相対的に評価を調整したい場合などもあるかと思しますので、見直しの時間をとれたら良いかと思します。

新谷委員 全申請者のヒアリング終了後、全体協議、審査項目委員評価集計表の採点を確認後に事務局へ提出するとあるので、全てのプレゼンが終わってから、最後の時間で修正できるということだと思います。それぞれでチェックして採点はするけれども、全部が終わったところでもう一度見直しができるということで大丈夫だと思います。

岡田次長 新谷委員が言われましたとおり、全体の終了後に再度確認をしていただいて事務局に提出していただくという流れで大丈夫です。

富樫委員 ヒアリングの進め方の（２）の申請者の説明時間の時間配分は、１グループごとに30分以内なのか、全体の時間なのか。

岡田次長 １グループごとの時間です。

富樫委員 １グループなら１時間、２グループなら休憩を挟んでさらにもう１時間、さらに多ければまた追加でということですね。

新山王会長 こういうのは後から変えると良くないので、いくつかの応募があった時のことも考えて、例えば（３）の委員からの質問についても、15分以内ということで。その他の休憩は10分あった方がいいと思いますが、（１）、（４）についても、以内ということでどうでしょうか。

また、採点表提出のタイミングの確認ですが、その都度出すのではなく、最後に内容を確認してまとめて出すということによろしいでしょうか。

岡田次長　　そうですね。採点表については、プレゼンごとに、その都度点数は書いたうえで手元に置いていただき、最後にまとめて提出するというで結構です。

新山王会長　（４）のところで、審査項目委員評価集計表へ記入というのがありますが、ここで集計されてしまうわけではないのでしょうか。

新谷委員　　個々の委員用の集計表ということで、１グループごとの委員全員の集計表というわけではないです。

富樫委員　　（４）の集計表というのが、各委員に当日配られるということですね。

新山王会長　集計表とありますが、実際は採点表ということですね。１人だけでは集計表ではないと思いますので。

鈴木委員　　今日はその集計表の様式は資料としてはないんですね。

岡田次長　　今回の資料にはその様式は付けておりません。

新山王会長　　その他ご意見等がありましたらお願いします。

富樫委員　　資料No.1の11ページの番号と、資料No.3の番号が違うような気がするのですが。

津呂主任主査　先ほどご説明させていただきましたとおり、資料No.1の内容は選定基準の項目となっております。資料No.3表中の番号につきましては、資料No.2様式中の項目番号と合わせているものになります。

資料No.1の選定基準の番号については、資料No.3の各ページの左上にある様式番号のすぐ下に、選定基準とタイトルが書いてある箇所にそれぞれの番号を追加しています。

新山王会長　　ありがとうございます。それでは、議題は以上で終了となりましたので、事務局からその他連絡事項などありましたらお願いします。

津呂主任主査　それでは、前回の審査会で全体スケジュールの予定をお知らせしておりましたが、第3・4回の日程について、決めさせていただきたいと思います。

第4回のスケジュールにつきましては、前回ご提示した日程のうち、全体のスケジュール等を踏まえ、11月25日でご提案をさせていただきます。第3回の日程につきましては、特に委員の方のご予定に支障がないようであれば、11月11日はいかがでしょう。

富樫委員　　確認しますが、第3回が11月11日、第4回が11月25日ということよろしいでしょうか。

平岩委員　　11日の代替日はいつがありますでしょうか。

津呂主任主査　11月9日です。

平岩委員 可能であれば9日の方が良いのですが。

津呂主任主査 他の委員の方のご予定はいかがでしょう。

新谷委員 すいません。9日は難しいです。

平岩委員 分かりました。11日で結構です。

新山王会長 時間の方は何時スタートになりますでしょうか。

津呂主任主査 応募者数にもよりますが、早めのスタートが良いかと思しますので、午後1時半からということでしょうか。

新山王会長 開始時間は両方でしょうか。11日の方でしょうか。

津呂主任主査 11日の方です。

新山王会長 25日の方は今日と同じ3時半からでよろしいでしょうか。

津呂主任主査 25日の方は今日と同じで良いかと思ます。

新山王会長 それでは、11月11日の方が午後1時半から、25日の方が午後3時半からということで予定をお願いします。ありがとうございました。その他何かありますでしょうか。

岡田次長 次回が11月11日ということで、プレゼンとなりますので時間の方も長くなりますが、全ての委員にご参加いただけるということで、ご協力よろしくお願いたします。また、本日お答えできなかったものにつきましては、事務局の方でも確認をいたしまして、書面の方でお伝えするというでよろしいでしょうか。

新山王会長 分かりました。

岡田次長 ありがとうございます。それでは、9月15日から募集要項の配布も予定しておりますので、それに間に合うように準備の方を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

新山王会長 他に意見はございますか。次回はだいた先になりますので。

平岩委員 大規模改修工事はいつまでの予定ですか。

岡田次長 工期の予定としては、来年の10月までとなっております。

鈴木委員 資料No.1の3ページ、文化振興事業支援費が650万円ぐらいあると思いますが、これは市が依頼した事業に対してのものでしょうか。

津呂主任主査 指定管理者に実施していただいている自主文化事業という部分に対して、指定管理料の一部としてお支払いしているものです。

鈴木委員 指定管理料に含まれているということですね。分かりました。

閉会	<p>鰐部委員 館内の施設については指定管理ということで、館外の広場についてはどうなっていますか。</p> <p>津呂主任主査 大ホール前の広場については、市民広場という区分で指定管理の対象となっています。</p> <p>鰐部委員 そうすると、施設の使用料というのは規定の中にあるということでしょうか。</p> <p>津呂主任主査 本日資料としてはお配りしておりませんが、前回審査会でお話した条例・規則の中で、利用料金の上限額が規定されています。</p> <p>富樫委員 資料No.2の10ページ、※のところの備品等購入費の千が抜けていると思いますので、修正をお願いします。</p> <p>津呂主任主査 ありがとうございます。募集時までには修正いたします。</p> <p>新山王会長 他はよろしかったでしょうか。ありがとうございました。本日の議事は以上で終了いたしました。ご協力ありがとうございました。事務局へお返しします。</p> <p>岡田次長 それでは、以上をもちまして、第2回みよし市指定管理者選定審査会を終了します。ありがとうございました。</p>
----	---